

第 3 号

12月13日（木）

平成24年第6回氷川町議会定例会会議録（第3号）

平成24年12月13日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程（第3日目）

- 日程第 1 承認第 4号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 2 議案第47号 氷川町暴力団排除条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第48号 平成24年度氷川町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第 4 議案第49号 平成24年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 5 議案第50号 平成24年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 6 議案第51号 平成24年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 7 議案第52号 氷川町道路線廃止について
- 日程第 8 議案第53号 氷川町道路線認定について
- 日程第 9 議案第54号 訴えの提起について
- 日程第10 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第11 発委第 1号 氷川町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第12 依頼第 1号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択について（総務常任委員長報告）
- 日程第13 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 追加日程第1 発議第4号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 三 浦 賢 治

2番 田 中 照 男

3番 江 寄 悟

5番 松 田 達 之

6番 上田 俊孝
10番 吉川 義雄
12番 片山 裕治
14番 永田 義昭

7番 上田 健一
11番 有田 芳人
13番 坂本 悦男
15番 笠原 良一

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 陳野 信次 書記 平山 早苗

6. 説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本 一臣	教育長	廣瀬 龜
総務課長	河崎 澄男	企画財政課長	平 逸郎
税務課長	今田 辰彦	町民環境課長	中島 正
健康福祉課長	山下 剛	農業振興課長	稲田 和也
農地整備課長	河野 正利	建設下水道課長	森田 寿也
総務振興課長	甲斐 貴裕	商工観光課長	前田 昭雄
会計管理者	坂本 京子	学校教育課長	西尾 正剛
生涯学習課長	木本 栄一	農業委員会事務局長	梅田 光義
代表監査委員	遠山 正敬		

開議 午前10時00分

-----○-----

- 議長（笠原良一君） 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 承認第4号 専決処分の報告及び承認について

- 議長（笠原良一君） 日程第1、承認第4号、専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

江崎議員。

- 3番（江崎 悟君） 歳出の7ページの今回労働者派遣法の改正に伴って、民間委託のほうから臨時職員への予算組替え、先日の全員協議会において詳しく説明をいただきました。中身についてはよく理解をいたしたところです。

その際において、総務課長のほうにもいろいろとお話を聞きましたけども、今回の民間委託がこの法規制によって今後民間委託できなくなるので、その対処方法としてどうするのかというご質問をいたしたところです。そのときに臨時職員として、今回は4カ月分を計上するんだけど、今後はこの法改正に伴って非常勤とするか、任期付職員の雇用をやるのか、臨時職員として翌年度またやるのかという、いろいろな選択方法があるんだ。そういう中で、町としての方針は決めていない、各課でそれぞれ業務体系が異なるので、各課のほうでどういう雇用体制をとるのかということの総務課長からのご説明を受けたところです。

基本的に、この労働者派遣法改正というのは、いろいろ雇用のあり方が、派遣とか臨時とかですね、こういうものについて非常に今問題があるので、今後は常勤の正職員として、要するに臨時でどうこうというよりも、そういう正職員として雇用を増やしていこうというのが、私は根本にあるのではないかと思います。そういう意味で民間委託、要するに委託派遣を受けているわけですけども、民間派遣というやり方については非常に問題がありますよという法改正だと思います。今後この今ほぼ職員と同じような業務をやっておられる方に対して、先ほど言ったような非常勤体系で、または任期雇用でいくのかという方針は、やはり町としてですね、ある程度の方針を決めて、ただこれはこういう職種なので、こういう業務の勤務の仕方がいいんじゃないかという担当課の話があるというような流れのほうがいいかと思えます。各課から上がってきたのを、さあどうしましょうじゃなくて、町として基本的にはこういう方針でいきたい、それに対してそれぞれの業務が、その体系で

はこの職種はマッチしませんというような話になるのかなと思ったんですが、どうも説明としては逆だったので、そのところを町長にご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 議員おっしゃるとおりでございます。町がきちんと方針を決めて、その枠の中でどういった雇用体系を目指すのかというのを考えるべきでございます。当然、今の臨時職員の皆様方、基本的には職員の事務補助の部分でございます。職員と同様の仕事ができる部分ではございません。あくまで事務補助でございます。併せまして雇用の場の提供ということで、町内の町民の皆様方を雇用してきているところでございますので、そういったところもしっかりと考えながら、併せまして今働いていらっしゃる皆様方が、じゃ、制度が変わることによって仕事がなくなるというようなことになってはなりません。やはりそこにいらっしゃる皆様方を第一に考えた中で、どういった方法をとれるのか、しっかりと町の方で検討をし、決定をし、それを踏まえた上で、それぞれの業務の中の今後の取り扱いを決めていきたいというふうに思っております。

○議長（笠原良一君） 江崎議員。

○3番（江崎 悟君） 3月の新年度予算で、それが今回4カ月ですので、出てくると思いますので、そのときにまた議論させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これから承認第4号を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、承認第4号は、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第2 議案第47号 氷川町暴力団排除条例の一部を改正する条例について

○議長（笠原良一君） 日程第2、議案第47号、氷川町暴力団排除条例の一部を改正

する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

吉川議員。

- 10番（吉川義雄君） 議案審査のときに、ちょっとお伺いをいたしました。今回条文が改正されるわけですが、事業者の責務が新たに規定されたということで、説明を受けました。業者の責務の内容、どういったのが課せられたのか簡単に説明をお願いしたいというふうに思います。

もう1点、これは私が危惧するわけですが、事業所がステッカーを貼ったということで事件がおきましたが、本町ではそのようなことがないようにしてほしいわけですが、そういった心配しないでいいのかどうか、その付近はどうなんでしょうか。条例を制定したのために心配しなくちゃいけないというようなのが、この間報道されています。しかし、これはまさにきちっとやるべきことをやっていかなければならないわけですので、その付近きちっとできるのかどうかも含めて、業者の責務、それをやった場合に、業者はきちっと保障されるようになっているのかどうかということもお聞かせください。

- 議長（笠原良一君） 総務課長。

- 総務課長（河崎澄男君） まず事業者の責務でございます。事業者については暴迫センターが実施している不当要求防止責任者講習を受講することが1点、それから事業活動を通じて、暴力団員に不当な利益を得させることがないようにすることが努力義務として今回追加されたわけでございます。

2点目のステッカー等を貼った事業者に対して被害があっているということでございます。これにつきましては、現在そういったことを聞いておりませんが、しかるべき被害等があった場合には警察とよく相談しながら進めていきたいと。暴力団条例に基づいたところで進めていきたいというふうに思っております。

- 議長（笠原良一君） 吉川議員。

- 10番（吉川義雄君） 私は、テレビを見て一番先に心配したのはそのことです。だから私は、本町もこういう条例を制定したわけで、つくっているわけですので、その点十分警察等の対応もやっていただきたいというのを、お願いしておきたいと思えます。

- 議長（笠原良一君） ほかにありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（笠原良一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（笠原良一君） 討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第48号 平成24年度氷川町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（笠原良一君） 日程第3、議案第48号、平成24年度氷川町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑の回数は、項目ごとに3回までとします。

全ページで行いますので、ページと項目を指定してください。

質疑はありませんか。

江寄議員。

○3番（江寄 悟君） 3回ずつですので、まず8ページのほうの歳入のほうからよろしいでしょうか、議長。

○議長（笠原良一君） はい。

○3番（江寄 悟君） 8ページの歳入の農林水産業国庫補助金で、農業体質強化基盤整備促進事業補助金4,575万円が計上されております。今12月ですよ。明許繰越の予算は出ておりませんが、これは年内完成できるんですか。

○議長（笠原良一君） 農地整備課長。

○農地整備課長（河野正利君） 今回の農業体質強化基盤整備促進事業の補助金につきましては、国の予備費補正ということで、12月に一応内示がきまして、今回の予算計上になりましたけれども、地権者の方とお話をしまして、年度内施工が可能ということで考えております。

○議長（笠原良一君） 江寄議員。

○3番（江寄 悟君） 年度内施工が可能というのは、施工着手が可能で、完成も年度内で可能というふうに理解してよろしいんですか。

○議長（笠原良一君） 農地整備課長。

○農地整備課長（河野正利君） 一応完成まで、年度内で完成したいというふうに考えております。

○議長（笠原良一君） 江寄議員。

○3番（江寄 悟君） それでは、その同じ項目で歳出の件を13ページです。13ページの農地費、その4,575万円の支出の部分ですけども、先日、事業費が平成23年度補正から平成24年度当初、今回の平成24年度予備費補正まで合わせて、予算的に4億2,825万円の大きな事業になっております。町の手出しはこれについては町のほうからの手出しはないということですので、国から直接事業者のほうで町をとおして、事業者のほう、土地改良区のほうで事業をやるという説明を受けていますが、現在のところ概ね3億8,000万円程度発注がなされておるとおもいますが、その発注先とその金額、それから今までの発注部分についての年度内完成、これについてはどうなんでしょうか。

○議長（笠原良一君） 農地整備課長。

○農地整備課長（河野正利君） 今までの実績ということだろうと思えますけれども、町のほうとしましては、この事業につきましては土地改良区に補助金をやって、土地改良区のほうが実施主体となりまして、工事関係の発注も行っております。議員が今おっしゃるようなすべての事業ですかね、客土、暗渠、合わせまして全部で20件、一応発注をしております。そのうち14件がもう竣工検査が終わっております。残りの6件につきましては、第4期の工事ということで12月28日の竣工を目指して、現在鋭意施工中でございます。

○議長（笠原良一君） 江寄議員。

○3番（江寄 悟君） このうち客土の額が非常に大きいんで、客土を請け負われた、または請け負われている業者さんの請負金額と名前がわかれば教えていただきたいんですが。

○議長（笠原良一君） 農地整備課長。

○農地整備課長（河野正利君） 客土事業につきましては、全体で8件発注をしております。業者名と金額ですかね。まず、一つ目が光栄建設で374万8,500円、2件目が藤井建設で67万3,039円、3件目が同じく藤井建設で2,208万5,770円、4件目が有佐樹花園でございまして1,880万4,300円、それから5件目が宮ノ原建設さんで496万601円、そして6件目が藤井建設1,811万2,500円、7件目が上村工業1,986万6,000円、8件目が前田建設1,515万円。

以上です。

○議長（笠原良一君） 江寄議員。

○3番（江寄 悟君） 今の金額からいくとおおむね3,000万円以下で、この客土部分2億円に達しますかね、今の金額でいきますと。全然達さないような気がしますけれども。どうなんですか。

- 議長（笠原良一君） 農地整備課長。
- 農地整備課長（河野正利君） 8件の合計で、1億330万円、端数は切りますけども、その程度になります。
- 議長（笠原良一君） 江寄議員。
- 3番（江寄 悟君） 事業費でいきますと、平成23年度補正が客土1億6,200万円、平成24年度当初で3,600万円、合わせて1億9,800万円が客土分としてあるわけですが、残りの分はまだ発注していないというふうに、1億300万円ですので、おおむね8,000万円ぐらいはまだ発注していないということで理解してよろしいんですか。
- 議長（笠原良一君） 農地整備課長。
- 農地整備課長（河野正利君） 平成23年度補正の1億6,200万円につきましては、今平成24年度内で一応使い切るということで、今後ちょっと発注計画がありますけれども、平成24年度の当初につきましては、客土がやはり反あたりの事業費が高くて半額個人負担ということで、当初希望された方がかなり負担がきつというところで手を下されまして、この平成24年度につきましては農水省と協議いたしまして、客土から暗渠のほうの事業に切り替えるということで、暗渠排水のほうに回しましたので、おおむね平成23年度補正の1億6,200万円、これを消化しようということで、今鋭意進めているところでございます。
- 議長（笠原良一君） 江寄議員。
- 3番（江寄 悟君） それでこの表がわかりました。客土のところに受益者事業量が書いていないというのは、そういう意味なんですね。最初にこれの説明を求めればよかったですけれども、その中身がちょっとわからなかったんで。
- 実質的に8件の客土工事をやられている。今回の補正については暗渠工事で、ほとんどが手出しなしというか、受益者負担なしで、ヘクタールあたり15万円だったですか、その分の事業という形で消化はできるということでしょうかね。
- 議長（笠原良一君） 農地整備課長。
- 農地整備課長（河野正利君） おっしゃるようなことでよろしいと思います。
- 議長（笠原良一君） いいですか。ほかにありませんか。
- [「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（笠原良一君） 吉川議員。
- 10番（吉川義雄君） 12ページに放課後児童クラブ健全育成事業委託が組まれています。ちょっとこれは説明もなかったし、審査のときにちょっと聞きそびれましたので、その点。もう1点16ページ。
- 議長（笠原良一君） ちょっと、いっちょずつ聞きましょうか。

町民環境課長。

- 町民環境課長（中島 正君） ちょっと放課後児童クラブのその先がちょっとわかりづらかったんですけども、委託料の増加ということでございます。これにつきましては、当初予算に対しまして11月末現在の子どもの受入れとしましては107名ということで、ちょっと当初計画に沿わない、それで実際にどうなのかということで、2月に精算がくるんですけども、その申請にあたって実績を調べましたところ、3小学校ございまして、竜北西部小学校で39万7,500円、竜北東小学校で30万3,500円、宮原小学校で21万7,100円、合計の91万8,100円が委託料として不足するというので補正をお願いしたところでございます。

なお、その次の償還金利子及び割引料の返還金につきましては、平成23年度の実績に基づきまして、償還する必要があるということでございます。なお、運営費の償還費でございまして、これにつきましては、受益者、利用者が50%負担し、残りの2分の1でございまして、国、県、町がそれぞれ6分の1ずつ負担するというようになっておりまして、その分の返還ということでご理解いただければと思います。

- 議長（笠原良一君） 吉川議員。

- 10番（吉川義雄君） この委託料というのは、当初予算を組んだけども、不足をするということで、新たに特に増えたわけじゃなくて、実績に基づいて増やすということですね。

議長、16ページの教育振興費、学校運営協議会の委員さんの報酬等が7万円ほど組まれています。また旅費等も組まれています。これは当初計画されたより人数が増えたのか、あるいは新たに何か計画をされているのか、その説明をお願いしたいと思います。

- 議長（笠原良一君） 学校教育課長。

- 学校教育課長（西尾正剛君） こちらのほうは、旅費のほうは費用弁償ですけども、6月に文科省のほうからコミュニティスクールの連携協議会の委託金ということで、各学校ごとに10万円ずつ、氷川中学校の分も合わせまして50万円、文科省からいただいて、今、仕事をしております。これが今年と来年度ということで、このコミュニティスクールの連携協議会への出席分とか、そういったのもございまして、これまでは、例年でしたならば4回分、1学期、2学期、3学期にプラス1回分ということで当初予算で措置をしておりましたけれども、今回はそういった連携協議会も開催するというのもありまして、今回はその2回分の追加ということでお願いをしている次第でございます。

以上です。

○議長（笠原良一君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第49号 平成24年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（笠原良一君） 日程第4、議案第49号、平成24年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑の回数は、項目ごとに3回までとします。

全ページで行ないますので、ページと項目を指定してください。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第50号 平成24年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（笠原良一君） 日程第5、議案第50号、平成24年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑の回数は、項目ごとに3回までとします。

全ページで行ないますので、ページと項目を指定してください。

質疑はありませんか。

江崎議員。

○3番（江崎 悟君） 7ページの一般管理費の委託料で、今回訴訟代理人委託費が出ております。この件に関しては議案第54号で訴えの提起というのが別途出ておりますが、この予算計上にあたって、町長、こういうことが現在発生しておりますという話は一度もこの議会のほうに説明があっていないわけです。今回のこの訴訟提起にあたっては随分前からわかっていて、流れとしては「支払いなさいよ」という請求までやっている。そのあと訴訟に至るまでの間に、議会のほうに何ら説明もなく、予算としてぼんと出てきた。こういうのはどうなんですか。事前に今町としてこういう問題が起きていますよ、ということを議会のほうに説明をする、そういうことは、町長、考えられなかったのでしょうか。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 議員おっしゃいますとおり、こういった事案が発生しているということについて、議会にも事前に報告したほうがよかったのではないかと、ということでございます。おっしゃるとおり、そういったことを機会があるごとにお知らせすることも必要だったというふうに思っております。併せまして、よければ訴訟に至らないように事前にそういった償還をしていただければいいということで、これまで努力を続けてきたわけございまして、結果として訴訟という、今回に至ったわけでございますが、おっしゃいましたとおり途中の経過あたりにつきましては、議会に今後折を見て報告をしていくということにつきましては、やっていきたいというふうに思っております。

○議長（笠原良一君） 江崎議員。

○3番（江崎 悟君） この件に関して、町長自らが、一部の議員さんにだけ説明したということはありませんか。

- 議長（笠原良一君） 町長。
- 町長（藤本一臣君） 私から直接説明したということはありません。あとは国保運営協議会等々ですね、そういった中で話題になったのかどうかまでは、私はわかりません。
- 議長（笠原良一君） ほかにありませんか。ありませんね。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（笠原良一君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]
- 議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第50号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(賛成者起立)
- 議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第51号 平成24年度氷川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
について

- 議長（笠原良一君） 日程第6、議案第51号、平成24年度氷川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。
これから質疑を行います。
質疑の回数は、項目ごとに3回までとします。
全ページで行ないますので、ページと項目を指定してください。
質疑ありませんか。
江寄議員。
- 3番（江寄 悟君） すみません、全協の時に質問すればよかったんですが、チェックは入っていたんですけども、申しわけございません。9ページの公共下水道の維持費で、今回1,000万円の維持管理負担金が減額になって、これは精算の確定だという課長の説明がありました。
当初の流域のほうからの負担金が言ってくるわけですけども、この1,000万円、おおむね1割になるんですけども、1,000万円は負担金が減るといのは流入量が想定よりも少なかったのか、全体事業費が想定よりも少なくて、ほかの市町も同じように減額になったのか、うちが流入量が少なくて減額になったのか、そ

このところをちょっとお聞かせもらえますか。

○議長（笠原良一君） 建設下水道課長。

○建設下水道課長（森田寿也君） これにつきましては、平成23年度分の精算でございまして、これにつきましてメーター、流入する処理場へ流れるメーター器が少し変だということで、みんな調査しまして、みんなの流域の人たちに調整をかけて、それによりましてこの減額という形になっております。

当初の流入計画というのと、実際に流れた流入というのが、ちょっと誤差が非常に多かったということで、皆さんと調整をかけまして、流入量の市町村も皆さんと調整をかけまして、今回、こういう市町みんなが調整をかけて、こういうふうになったということでございます。

○議長（笠原良一君） 江寄議員。

○3番（江寄 悟君） ということは管理費の全体枠は一緒なんだけど、流入のメーターの相違によって、氷川町分としては1,000万円減りました。じゃ例えば宇城市とか八代市、こっちのほうがその1,000万円を余計にからったということになるんですかね、今の説明からいくと。本町の流入量が前年から今年に対する見積りが思ったよりも増えなかったんで、本来1,000万円払わんでよかったということじゃなかったんですね。そこのところすみません。

○議長（笠原良一君） 建設下水道課長。

○建設下水道課長（森田寿也君） それもあります。それと、メーター器がおかしいということで、実際は本当はうちは多大に流れているような形になりましたので、そこを調整をかけていただきまして、皆さんの合意を得まして今回は減るという形になっております。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。

上田議員。

○7番（上田健一君） 今、課長の話からすれば、そのメーター器がちょっと狂っとるわけ。だったら、加入者にはいくらかの金は返還するわけですか。町だけして。そこですよ、問題は。まちったぴしっとそこんとこ答弁してもらわんと。わしは言うてされくですよ、もう。返ってくっぞ、下水道、はよ入らんかて、うん。

○議長（笠原良一君） 建設下水道課長。

○建設下水道課長（森田寿也君） この維持管理費というのは、浄化センターの維持管理費のために行う、負担割合を決めてあります。立米あたりの単価をいくらというのを決めまして、それあたりに対して流入量がいくらですと。流入計画を3年間なら3年間、まず、決めてその維持費がいくらありますというのを割って単価を決めてあります。それに対して、うちは流入計画が毎年いくらですよと。その流入計

画に対して予算を組むんですよ。実績によりまして、例えば流入計画が低か場合には実績でお金を払わなければいかんとですよ、単価をですね。多か場合は実績で払わないと。流入計画が多か場合は維持するための単価として、その単価を使用料として払いますということなんですけれども。

〔個人のメーターが壊れとったんじゃないということですね。〕と発言する者あり〕

○建設下水道課長（森田寿也君） はい。個人のメーターじゃなかつですよ。あの浄化センターに行くメーターがですね。

○議長（笠原良一君） はい、ちょっと待ってください。

休憩します、ちょっと。

休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時35分

再開 午前10時40分

-----○-----

○議長（笠原良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設下水道課長、ちょっと議事録を残すためにもう1回。

○建設下水道課長（森田寿也君） それでは、お答えします。平成23年度分の精算水量でございまして、一般のメーター器じゃございませんが竜北処理区分のトータルの流入水量のメーター器が、浄化センターのほうにあります、その浄化センターのメーター器がおかしくて誤差がありました。そのために、うちで調べている流入水量と向こうがメーターでした流入水量との差異がありまして、その差異が大きかったものですから、関係市町村と調整をかけまして、今回減額してもらおうということになりました。

はい、そういうことでございまして、そういうことによりまして市町村の調整の合意のもとによりまして精算をして減額補正ということにさせていただいております。

以上でございます。

○議長（笠原良一君） いいですね。もうほかにありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(笠原良一君) 起立全員です。したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第52号 氷川町道路線廃止について

- 議長(笠原良一君) 日程第7、議案第52号、氷川町道路線廃止についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長(笠原良一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長(笠原良一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(笠原良一君) 起立全員です。したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第53号 氷川町道路線認定について

- 議長(笠原良一君) 日程第8、議案第53号、氷川町道路線認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

江崎議員。

- 3番(江崎 悟君) この件については、全協のときに随分と私のほうの意見を申したところで、町長のほうにも話はいっているかと思いますが、この1級道路の吉本本山線、昔からある路線名をそのまま新設道路として、今回認定に付されていると

ころですが、これには十数億というお金をかけて路線を新しくつくられたもので、なおかつインターチェンジへの進入道路であるということで、これから先この道路については吉本本山線ではいけないんじゃないか、私は30数億の予算をかけてやりますから、インターへ入る道ですよという、そういう路線名にすべきではないかということで、全協のときに担当課長のほうにお話をしました。今回これで路線認定出されていますので、この路線については後日、そのインターにふさわしい路線に変更するというようなお気持ちが町長にあられるかどうか、そのところだけお伺いしたいと思います。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） ありがとうございます。インターチェンジにもともと反対でありました議員さんから、路線名につきましてのご提案をいただくということは大変ありがたいことをごさいますて、ご理解をいただいたものというふうに思っておりますが、多分全協の中でも説明があったんだろうと思っておりますけれども、今現在行っております「地域活性化基盤創造交付金」という形で、今道路整備をいたしております。その道路につきましては既存の道路の整備をするという条件がございまして、新規道路は認めないというような条件が付いておりましたものですから、今現在の町道名ということで、それを再整備するんだということで交付金をいただいておりますので、事業が終了するまではこの名称でいかななくてはならないというふうに思っております。

要は、今ご提案がありました事業が完了しましたあと、開通したあとに、その路線名を考えてはどうかということをごさいまするが、ふさわしい名称があるとするならば、そういったことも検討していきたいと思っておりますし、もう一つは、以前から話が出ております県道昇格の話も、皆様方から大いに要望をいただいておりますので、そういったことも視野に入れまして、そういった要望も含めていかななくてはなりません。そういった時期に新たな県道名という形で名称が変わっていくということも、一つ要望していくとか、視野に入れて進めていくべきかなというふうに思っておりますので、まずは、この事業を完成させて、道路を作り上げると、その後その路線名につきましての、今言いましたようなご提案につきましては、しっかりと受け止めていきたいというふうに思います。

○議長（笠原良一君） 江崎議員。

○3番（江崎 悟君） 一般質問のときにもお話したかと思いますが「検討する、前向きに検討する」というのでは、私は納得できないんですよ。だから町長の口から「この事業が終わったあと吉本本山線というものについてはふさわしい名称に変更します」というふうな答弁をいただけないかと思っております。それがもしなかったら、こ

の路線のままここで承認するわけには本来いけないと思うんですが、事業との関係上、町長の説明から、そこのところは理解しますので、この事業が完成次第インターにふさわしい名称に変更しますということは、約束はしてもらえないでしょうかね。そこのところをお願いしたいと思いますけれども。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） すみません、時間をとりまして。今、路線の延長の確認をしたところでございまして、吉本本山線がどこからスタートしてどこまで行っているのか、今確認をいたしましたら、県道の高塚のところから本山地区まで延長が行っていると。そういった中で、今おっしゃいましたインターチェンジまでの延長だけではないということがございますので、それにふさわしい名称にやっぱり考えるべきかなと思っておりますので、議員おっしゃいました新たな名称を考えろということでございますが、そこについては、しっかりと考えていきたいというふうに思っております。今、その本山地区の方々のお気持ちというのがどうかわかりませんが、地区と地区を結ぶ町道でございますので、それでやっぱり、インターまでの部分はそれで名称が可能でございますけれども、それから本山地区までの部分がこの「インターチェンジなんとか線」ということに成しているのかというのをございしますが、議員、ぜひインターチェンジの完成に合わせて、そういった町道の名称変更をしてはというご提案でございますので、はい、そこはしっかりと考えていきたいと思えます。

○議長（笠原良一君） いいですか。ほかにありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第54号 訴えの提起について

○議長（笠原良一君） 日程第9、議案第54号、訴えの提起についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。ありませんね。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（笠原良一君） 日程第10、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから諮問第2号を採決します。

本件は、適任者として推薦することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、諮問第2号は、適任者として推薦

することに決定しました。

-----○-----

日程第11 発委第1号 氷川町議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（笠原良一君） 日程第11、発委第1号、氷川町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

提出者の議会運営委員会、有田委員長の説明を求めます。

○議会運営委員長（有田芳人君） では、議会運営委員長から説明をいたします。皆さん方にお配りしてありますのをお開き願います。

発委第1号、氷川町議会会議規則の一部を改正する規則について、地方自治法第109条の6項及び議会規則第14条第3項の規定により提出します。

提出理由は、地方自治法の一部が改正され、平成24年9月5日に施行されたことにより、法律の適用条文が変更したため、会議規則の一部を改正する必要があるためでございます。

1枚めくっていただきまして、改正する条文は2つあります。

まず、第17条第1項中「法第115条の2」を「法第115条の3」に改める。

この第17条は修正動議を規定しておりますが、これまで地方自治法第115条の2で規定されておりましたが、改正により第115条の2に公聴会、参考人制度の導入に関する規定が追加され、修正動議は1条繰り下がり、第115条の3に改められたものです。

次に、第73条2項中「法第109条の2第4項」を「法第109条第3項」に改める。

この第73条2項は、議会運営委員会の所管事務等で調査を規定しておりますが、これまで地方自治法109条の2第4項で規定されておりましたが、改正により第109条第3項で議会運営委員会を含む委員会として改めたものです。

附則として、この規則は、公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（笠原良一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発委第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、発委第1号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 依頼第1号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択について（総務常任委員長報告）

○議長（笠原良一君） 日程第12、依頼第1号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

上田委員長。

○総務常任委員長（上田健一君） おはようございます。総務常任委員会に付託されました依頼第1号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択について、委員会における審査の経過並びに結果について、ご報告申し上げます。

平成24年10月1日から「地球温暖化対策のための税」が段階的に施行されました。この税は、課税による経済的インセンティブを活用して化石燃料に由来する二酸化炭素の排出抑制を進めるとともに、その税収を活用して再生可能エネルギーや省エネ対策を始めとするエネルギー起源二酸化炭素排出抑制対策を強化するために創設されたものです。

平成24年度税制改正大綱においては、地方財源を確保・充実する仕組みについて、平成25年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進めると明記されました。

委員会では、依頼内容と依頼者の全国森林環境税創設促進議員連盟の組織や活動内容を調査しました。

平成6年10月に、前身の森林交付税創設促進全国議員連盟が124団体の加盟により創設され、平成18年7月に現在の名称に改称されています。平成24年7月現在の加盟数は314団体で、熊本県からも13団体が加盟しております。

森林の広域的機能を持続的に発揮させるための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図るための活動が進められていますが、危機的な市町村財政の状況から恒久的・安定的な財源は大幅に不足している状況にあり、地球温暖化対策のための税の

一定割合をこの財源として譲与する仕組みを構築することは、国土を守るために真に必要不可欠なことであり、全員一致で本依頼を採択することに決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（笠原良一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。ありませんね。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから依頼第1号を採決します。

この依頼に対する委員長の報告は採択です。この依頼は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、依頼第1号は、採択することに決定しました。

-----○-----

日程第13 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（笠原良一君） 日程第13、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました、会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたします。

ちょっと休憩します。

-----○-----
休憩 午前11時00分
再開 午前11時05分
-----○-----

○議長（笠原良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま、上田健一議員から、発議第4号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 異議なしと認めます。

発議第4号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第1 発議第4号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書について

○議長（笠原良一君） 追加日程第1、発議第4号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書についてを議題とします。

提出者の上田議員の説明を求めます。

上田議員。

○7番（上田健一君） 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書。地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は京都議定書において、第1約束期間である平成20年度から平成24年度までの間に、温室効果ガスを6%削減することが国際的に義務付けられているが、そのうち3.8%を森林吸収量により確保するとしている。

このような中、「地球温暖化対策のための税」が平成24年10月に導入された一方、「森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保」については、「平成24年度税制改正大綱」において、「平成25年度に向けた成案を得るべ

く更に検討を進める」とされている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的、総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記、二酸化炭素吸収源として最も重要な役割を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を、森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。平成24年12月13日、熊本県八代郡氷川町議会議長、笠原良一。

提出先は、内閣総理大臣のほか、記載のとおりであります。

よろしくをお願いします。

○議長（笠原良一君） 以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（笠原良一君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第6回氷川町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前11時13分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日 氷川町議会議長 笠原良一

平成 年 月 日 氷川町議会議員 吉川義雄

平成 年 月 日 氷川町議会議員 有田芳人